

令和 6 年 8 月 28 日
植 物 防 疫 所

アゼルバイジャンにおける火傷病の発生情報に伴う対応について

今般、アゼルバイジャンで火傷病が発生しているとの情報を入手し、アゼルバイジャンを火傷病の発生国であると判断しました。

このため、アゼルバイジャンに対して、規則別表 2 の 16 項に掲げる火傷病菌の宿主植物について、検査証明書の発給停止を要請しました。

また、WTO/SPS 緊急通報を発出し、本日以降、アゼルバイジャン産の火傷病菌の宿主植物の輸入を停止する旨通知しました。

つきましては、令和 6 年 8 月 28 日以降、アゼルバイジャンから輸入された火傷病の宿主植物の輸入検査において、下記による対応を行うこととしましたのでお知らせします。

特に、アゼルバイジャンからのリンゴ、ナシ等の花粉の輸入を検討されている場合は、同国からの輸入が停止となることについて、ご理解のほどお願いします。

記

1 対象植物

アゼルバイジャン産の火傷病菌の宿主植物（植物防疫法施行規則別表 2 の 16 項で規定されている植物）

2 輸入検査

令和 6 年 8 月 28 日以降に検査証明書を添付した対象植物が輸入された場合、当該証明書は植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項に適合しないものとし、法第 9 条第 2 項により廃棄を命ずる。

○ 植物防疫法施行規則 別表 2

http://www.maff.go.jp/pps/j/law/houki/shorei/shorei_12_html_12.html#t2

○ SPS 緊急通報（G/SPS/N/JPN/1275）

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/SPS/NJPN1275.pdf&Open=True>